資料提供

平成 31 年 3月 25 日課名:産業廃棄物対策課

担当:重野内線:2963

外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である益田商会株式会社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

(処分機関:広島県西部東厚生環境事務所)

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者(住所)	益田商会株式会社 代表取締役 益田 純也 (広島県竹原市東野町 140 番地 2)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第03405201658号 許可年月日:平成30年6月20日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	平成 31 年 3 月 25 日
処分理由	同社は、平成31年2月19日付けで、竹原簡易裁判所において法第16条の2の規定に違反したことにより罰金刑が確定し、同年2月26日、刑の執行を終了している。このことは、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するものとして法第14条第5項第2号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ハに規定する者に該当するため。